

平成 27 年度 第 2 回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時 平成 28 年 3 月 30 日（水） 午前 10 時 00 分から
午前 12 時 07 分まで

2 場 所 葛飾区役所 7 階 入札室

3 出席者

委 員 西村孝一委員長、轟朝幸委員、佐藤伴和委員（全員出席）

事務局 内山利之総務部長、佐々木健二郎契約管財課長ほか契約管財課職員 5 名

4 概 要

(1) 開 会

委員長 出席委員は、定足数を満たしており、ただいまから平成 27 年度第 2 回葛飾区入札監視等委員会を開催する。

(2) 庶務報告

ア 傍聴人について

事務局より傍聴人はなかった旨報告

イ 平成 27 年度第 1 回委員会議事録の公表について

事務局より平成 27 年度第 1 回委員会議事録を調製し、区ホームページにて公表した旨報告した。

【質 疑】

質疑なし。

(3) 議 事

ア 平成 27 年度入札契約等執行状況（平成 27 年度下半期）について

事務局より平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

イ 指名停止措置の運用状況について

事務局より平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間の 14 件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。

【質 疑】

委員 A 小型プレス車の買入れの件について、搬送中の事故との説明であったが、どのような事故だったのか。

事務局 小型プレス車には、後部のゴミをプレスする特殊な架装を施す必要があり、

関西にある架装メーカーの工場に取り付けを行ったとのこと。架装後に東京方面に搬送中、スピードの出し過ぎによって、制御を失った車両に衝突された事故であり、車両本体に損傷を負ったため、当初の納期に間に合わなかったものである。

委員A 当該事業者には過失はあったのか。

事務局 事故の状況からすると、恐らく過失は生じないのではと思われたが、納期遅延で、進行管理という観点から履行成績不良とし、1か月の指名停止としたものである。

委員C おでかけ兼用避難車の購入の件を、詳しく教えてほしい。

事務局 避難車は、区立保育園43台、私立保育園44台の合計87台の購入であったが、積算の際に、仕様書の私立保育園分44台を見落とし、43台分で応札をしたため、その後、事実気付いた事業者から、落札金額では到底納品できないとして、契約辞退の申し入れがあったものである。

委員C その後、避難車は別の事業者から購入したのか。

事務局 再度入札により業者を選定したいところであったが、避難車の製作に概ね2か月を要するとのことであり、納期に間に合わず事業に支障が出ることから、2番目に安く応札をした事業者と緊急随契を行っている。

委員A どのような入札の状況であったのか。

事務局 5者が入札に参加しており、落札した事業者が約469万円で、2番目が約841万円で倍近くの金額となっていた。以降854万円、910万円、940万円というのが応札の状況である。破格に安く、明らかに、台数を錯誤したものと思われた。

委員B 資料の備考欄の書き方について、談合等の内容のものもあれば、契約件名を記載しているものもあり、整合がとれていないように思うが。

事務局 次回から、備考欄でその内容の分かるような表現に改めさせていただく。

委員B 空洞化調査委託や映像ソフトの更新委託については、仕様を満たさないことから契約辞退とあるが、委託においては、最低制限や低入調査制度を適用していないため、比較的低額での応札が見受けられる。本件については、それぞれ落札率はどのような状況であったのか。

気になっているのは、あまりにも競争が厳しくて、その中で、このような事態が起きていて、今回の指名停止で事業者は制裁を受けるが、区側も大変迷惑を被って、いろいろな問題が生じているのであれば、ちょっと問題があるように思える。過当競争でこのような事態が生じているのであれば、何か手を講じる必要があるのではないか。

事務局 空洞化調査については、予定価格約1,300万円のところを、当該事業者が540万円で落札したものである。本件の委託内容は、レーダー探査機能を搭載した特殊車両で、道路の空洞化を探索するもので、調査精度を高める

ために、仕様書上に特殊車両の仕様を明記してあったが、同事業者が自社所有の車両で調査が可能と誤認したものである。結果的に、仕様を満たす車両の手配が出来ず辞退となったものである。

委員A 何者位入札に参加したのか。

事務局 6者手を挙げ、3者が応札、残り3者が辞退となっている。

委員A 落札率は低く、他も低価格で応札しているので、予定価格に無理があったわけでもないと思われる。しかし、あまり契約辞退をやられてしまうと、入札自体が無駄な行為となってしまう。結果的に、緊急随意契約をしなければならなくなり、非常に迷惑を被ったことになる。

委員C 指名停止期間の決定については、何かしらの委員会、若しくは担当部署の長が決めることとなるのか。方法を教えてほしい。

事務局 指名停止に際しては、契約管財課において、事業者のヒアリングを行うこととしている。その上で、指名停止基準に照らし合わせて、月数を決め、内部決裁を行っている。

また、映像ソフトの更新委託の入札状況であるが、予定価格約97万のところ、当該事業者が約76万円で、落札率77.9%程で落札している。

委員A その位の金額で、仕様が満たせないと辞退してしまうのも、無責任な気がするが。

事務局 本件は、郷土と天文の博物館で展示している映像ソフトの更新であるが、かなり古いソフトで作成されたものであり、データのバックアップがとれない状況で、それを更新する際に、万が一、映像ソフトを破損した場合に補償ができないという理由で辞退届が提出されたものである。

委員A 辞退後の対応はどうしたのか。

事務局 仕様内容を見直して、再発注したところ、他の業者が落札し履行中と聞いている。

委員A なるべく起きて欲しくないことではあるが、こちらではどうすることもできないので、ある程度やむを得ないところではある。このような事も起こるといことは、考えに入れておく必要はあるだろう。

ウ 入札参加除外措置の運用状況について

事務局より平成27年9月1日から平成28年1月31日までの間の入札参加除外措置を適用した案件はなかった旨報告を行った。

【質疑】

質疑なし。

エ 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より平成27年9月1日から平成28年1月31日までの間の低入札価格調査制

度を適用した案件はなかった旨報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

オ 抽出審議について

平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの間の入札及び契約手続のうち、担当委員である西村委員長が抽出した、制限付一般競争入札 2 件、公募型指名競争入札 1 件、指名競争入札 2 件、緊急随意契約 1 件、特命随意契約 4 件の合計 10 件について事務局より入札経過等の説明を行った。

【工事の主な質疑等（一括説明・個別審議）】

〔工事 NO.1562 青戸三丁目交通安全施設（歩道勾配改善）工事〕 （指名競争入札）

委員 A 辞退が多いが、開札日があって、辞退の期限というものがあるのか。

事務局 辞退する場合は、入札締め切り日時までに、電子入札サービス上で、辞退する旨の手続きをすることとなっている。

委員 A その日になってみないと分からないものなのか。

事務局 辞退は随時行われるので、開札前に判明しているものもあるが、最終的には開札により確定する。

委員 A 入札の期限は、開札時間との関係で、何日前とか決まりがあるのか。

事務局 工事の例をあげると、原則開札日の正午を期限とし、午後 1 時半以降 30 分置きに、順次案件ごとに開札を行っている。

委員 A 入札期限までは、取り止めや繰り延べを行うことは出来ないものか。確かに、入札期限間際に応札するという事は考えられるので、区としては、入札は成立しているとの考えであろうが、このような入札状況の中で、そのまま開札を行うことが、大方の理解が得られるものなのか、しかも、落札率は高く、ほぼ予定価格どおりとなっている。どうしてこのような結果となったのか、どうも理解できないという感が否めないが如何か。

事務局 本件の入札の背景であるが、辞退した理由を確認したところ、技術者不足が 5 者、会社都合によるが 1 者となっている。また、本件の青戸三丁目交通安全施設の工事については、平成 25 年 11 月から発注を繰り返しては不調となっており、今回が 8 回目の入札となっている。工事個所が、バス通りで交通量が激しい場所であり、夜間工事しか出来ないこともあって、技術的に難しい工事となっている。そのことから不調を繰り返していたものと推測している。その間、起工内容を見直しつつ、時期をずらすなどして、今回何とか落札にたどり着いたものである。区としては、ご指摘のとおり、どこの会社が参加し、辞退しているのかも分からない状況で、最終的に 1 者が応札したということであれば、基本的には競争性は担保されて

いると考えている。

委員C 8回目の入札ということだが、その都度、予定価格は引き下げているのか。

事務局 平成25年11月当時の予定価格は、約2,532万円であった。当然内容等も見直してきており、予定価格も上下しているが、最終的には、今回の約3,278万円となっている。

委員A 指名対象となっている業者は、大体、毎回同じようなところなのか。

事務局 土木関係の業者数が少ないということもあり困難な場合もあるが、基本的には入れ替えて入札を行っている。

委員C 辞退してもペナルティは、特になのか。

事務局 そのとおりである。

委員A 本件は、落札率が高かったこともあり抽出されたものだが、他の案件も土木関係は同様の傾向にあるのか。

事務局 全般的に、辞退が多くなっている傾向はあると思われる。現在、技術者や技能労働者が不足している状況もあり、辞退内容を見ると、予定価格超過や技術者不足が非常に多くなってきている。

委員A 技術者不足というのも、結局予算との関係があり、高く払えば人は集まるのだろうが、基準価格ではなかなか人が集めきれないというのが実態なのだろう。これからオリンピックも控えており、東北の方もまだまだ土木関係では人員の需要が減らないので、ますます人手不足が深刻な状況となるだろう。しかし、本来あるべき競争関係でいえば、価格競争が期待されているわけであり、本件を見た限りでは、透明性の点で疑念を持たれかねない。何らかの対策や工夫を講じる必要があるかと思われる。

事務局 今回の予定価格は、積算基準に基づいて積み上げた金額となっている。

その積算基準の元となる設計労務単価については、例年国が4月に改定するところ、ここ数年2月に前倒して金額を上げてきている。本年2月にも改定があり、当区においても前倒しで改定された設計労務単価を用いて積算を行ったところである。また、人件費や資材価格が大幅に上がった場合には、工事契約約款のインフレスライド条項を適用し、契約変更で対応してきたところである。しかしながら、このような結果をみると、実態として折り合っていないこともあるのではないかと受け止めている。

なお、技術者不足に対応する手立てがなかなか無く、区側で何ができるのか悩ましいところである。今後も、対応策について、工事主管課としっかり協議して参りたいと考えている。

【工事 NO. 1697 堀切地区サイン整備工事】 (公募型指名競争入札)

委員A この案件も、落札率が高いが、おのおの積算して応札したものと見受け

られる。この工事は、内容からすると、積算上あまり大きな差が生じるようなものではないのか。

事務局 恐らく、決められたものを、決められた数量だけ設置するものと思われる。

委員B これは、設置のみの工事か。それとも看板製作も含むのか。

事務局 看板製作も含んでいる。

委員B そうすると、調達の部分大きいということか。

事務局 そのとおりである。

委員A 製作については、落札業者が手配して調達してくるということか。

事務局 そのとおりである。

委員A その看板を製作する業者は、ある程度限られてくるのか。

事務局 今回の発注業種は、道路標識設置というカテゴリーを指定しており、道路標識を製作・設置できる業者から、公募により指名競争を行ったものである。

委員C 住居表示の内容は変更されている場合もあるが、その確認はあらかじめ区が行うものなのか。

事務局 あらかじめ区が調査をして、案を作成している。それを製作のうえ設置する流れである。

これまで、区内の公共サインは、各部署や用途でバラバラに作ってきたが、この度ガイドラインを策定して、東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、誰にでも見易く、分かり易いもので、デザインも統一した形で設置していこうという方向性から整備を始めたものである。

委員A このガイドラインは、割と新しいのか。

事務局 今年度策定されたものである。

委員A この事業は、今後区内全域に順次整備していく事業となるのか。

事務局 平成28年度に立石・青戸地区と亀有地区、平成29年度がお花茶屋地区、四つ木地区、奥戸地区と年度ごとに計画的に設置を進めていく内容となっている。最終的には、オリンピック・パラリンピックに間に合うよう、平成31年度までに整備する予定である。

委員C 区民の方から、このようなサインを設置して欲しいというような要望はあるものなのか。

事務局 直接ここにこういうものをとすることは存じないが、全般的に見づらい、分かりづらい、駅からの公共施設までの導線が分からないということは、恐らく広報課に寄せられていると思われる。

委員C サイン計画を担当する部署があるのか。

事務局 今回ガイドラインを策定したのは、区の政策企画課である。この方針に基づき、今後整備を進めることとなるが、整備した後のメンテナンスも大

変重要となってくる。このメンテナンスを担当する部署については、現在調整中と聞いている。

委員C 東京の場合は、各区標識のデザインは異なるのか。また、東京都から指示があったりするものか。

事務局 基本的には、各区で行っている。東京都も同様にガイドラインを策定していると記憶しているが、主に区の公共施設の案内表示となるので、区が自主的に行っているものである。

委員A 区民サービスの向上や区外からの観光客に役立つ標識が整備されるのは、大変結構なことである。

**【工事 NO. 1763 都市計画道路補助第 276 号線（大堰梓南）交差点改良（その 1）工事】
（施工能力審査型総合評価一般競争入札）**

委員A 2者による入札で、1者は辞退、落札者も予定価格と同額で落札しているが、どうしてこのような結果となったのか。どのような状況であったか。

事務局 本件については、議決を要する案件で、昨年度9月に一度公告し、施工能力審査型総合評価一般競争入札を実施したが、3者応募して3者とも辞退し不落となっている。そこで、改めて設計内容を見直し、今回2回目でも落札となったものである。

この交差点は、水元方面に向かう主要な交差点の一つということもあり、交通量も多く、なかなか施工しづらい工事であったこと。また、今回辞退をした事業者からは、予定価格超過との回答を得ているので、金額的な折り合いが付かなかったものと推察している。

委員A 議会の承認は既に得ているのか。

事務局 第一回定例会で議決をいただいている。

委員B 総合評価の評価点については、1者しかいないので比較しづらいが、特に低いという事はないか。

事務局 落札した事業者は、工事成績も近年の工事で非常に高い評価を受けており、総合評価を相対的に見ても、決して低いということはないと認識している。

委員A 税込み価格での応札となっているが、税抜き価格だと丸まった金額となっているのか。なぜ細かな端数まで、予定価格と一致して出ているのか不思議だが。

事務局 予定価格を事前公表しているため、同額としたものであろう。

【設計等委託案件の主な質疑等（説明・審議）】

【設委 NO. 1434 空洞化調査委託】（緊急随意契約）

委員A 本件は、先程指名停止措置の運用状況で、審議した案件であり、ただい

まの説明で、契約金額や緊急随意契約を行った理由は理解できたが、一回目の入札は何者で行ったのか。

事務局 公募型指名競争入札に、6者の応募があったが、そのうち3者が辞退している。

委員C その時の落札価格はいくらか。

事務局 予定価格約1,365万円のところを、先程指名停止した業者が540万円で落札し、今回緊急随意契約を行った2番札の業者が777万6千円、3番札が1,080万円でそれぞれ応札していた。

委員A 全体の事業計画の中で、取り急ぎ契約しなければならぬという背景事情があるのであれば、緊急随意契約で処理したことはやむを得ないと思われる。入札の結果をみると応札価格に開きがあったようだ。

事務局 今回辞退した業者は、予定していた車両では仕様が満たせないとのこと、本件仕様の車両は、特殊な車両であったのではと思われる。当初自社車両で条件を満たせるとの考えからこの金額で応札したものだが、実際には条件を満たしていなかった。条件を満たす車両を所有しているかどうかで、金額に開きが生じたのではと推測している。

委員B 随意契約理由書に平成27年7月に公募型指名競争入札により発注したが不調とあるが。

事務局 本件は、同年7月に公募型指名競争入札により公募したが、指名選定数を満たさなかったため、不調としたものである。

委員B 一度不調となったこともあり、遅れていたということか。

事務局 そのとおりである。

委員C 全体的に、委託は予定価格と落札価格で乖離が大きい印象を受ける。委託の特殊性もあるかとは思いますが、これだけ乖離してしまうと、予定価格の積算方法も見直す必要があるのではと思うがどうか。

事務局 設計等委託においては、積算システムで積み上げたものではなく、何者か見積もりをとり、その見積もりをベースに予定価格を決めていくケースが多い。その中で、低価格で落札した業者については、誓約書をとって、十分な履行をしっかりと確認したうえで、受託してもらっている。推測とはなるが、会社の方針や戦略的に、この委託業務を安くしてでも取るとの考えから行っているのではないか。その結果、予定価格と落札価格で乖離が大きくなる傾向があるのではと考えている。

委員C まあ、基本的には結構なことであると思っている。

委員A 手続き的には問題は無く、このような特性のある委託業務の場合、ある程度バラつきとかが出てくるのは仕方がないことだとは思いますが、なるべく入札が健全に機能するような配慮を続けて行っていただきたい。

【物品の主な質疑等（説明・審議）】

【物品 NO. 1799 総合更衣室ロッカー等の購入】（制限付一般競争入札）

- 委員C 落札した業者は、ロッカー等を取り扱う専門業者なのか。
- 事務局 そのとおりである。
- 委員A メーカーということか。
- 事務局 メーカーではなく、区内の主に文房具・什器等を取り扱う事業者である。
- 委員A 仕様書の「4 規格等」で、ロッカーの規格等については、以下に指定した製品から選択の上、メーカーを統一して搬入すること。また、組み合わせた上での納品とするところがあるが、意味がわからないがどのような主旨か。
- 事務局 メーカーを指定してしまうと、そのメーカーを取り扱っている業者が有利となるため、原則AまたはBというように、同等品のいずれかを納品するような仕様となっている。ただし、見栄えなどもあるので、メーカーは統一するようにしたものである。組み合わせた上でというのは、同一メーカーで二種類のロッカーがあるので、組み立てての意味である。
- 委員A メーカーの指定に関しては、区が従前から採用しているメーカーから選択するものなのか。
- 事務局 恐らく、比較検討したうえで、複数のメーカーを選択したものと思われる。
- 委員C メーカーまで決まっているとすれば、メーカー直での購入との考えも出来るが、メーカーによっては、代理店や小売店を通さないと販売しないところもある。こちらも、そのようなケースなのか。
- 事務局 メーカーは、販売店まで卸すだけで、設置等の細かいところまではやらないのではないか。品名についても、体育館更衣室への納品のため、いままでの経験から三段式のロッカーとしているが、そのような規格の中で一番使い易いもの、規格や値段が同じようなものを、二つ選んで安くなるのであれば、どちらでも良いとの考えであろう。

【長期継続契約（委託）の主な質疑等（説明・審議）】

【長委 NO. 1548 葛飾区通知カード・個人番号カード交付等関連業務委託

（長期継続契約）（指名競争入札）

- 委員A 落札業者は、資本的にはどのような会社なのか。特に個人番号カードについては、システムを設計している会社がいくつかあり、連合体を形成していると聞き及んでいるが、そういう者との関係はあるのか。
- 事務局 落札業者は、主にコールセンターを運営している会社であり、本区の電話交換業務も請け負っている業者である。個人番号カードについては、地方公共団体情報システム機構、いわゆる「J-LIS」と言われる機構が、全般の作業を行っている状況であるが、あくまでも本業務は、それに対す

る問い合わせ、インフォメーションセンターであるとか、通知カードの返戻処理等を行う業務であるので、システムとは直接関係のあるものではない。

委員A
事務局 これは、区役所の中に、部署を設けて業務を行う形態をとっているのか。業務が多岐に渡っているが、問い合わせ・インフォメーションセンターについては、受託業者が設置するコールセンターでの業務、また、通知カードの返戻処理については、本区の新宿図書センターの会議室を使用しての業務、交付の事前準備については、本庁の中であるとか、個人番号カード交付等の補助業務については、出先区民事務所等で行う内容となっている。

委員A
事務局 長期継続契約となっているが、履行期限はいつまでとなるのか。平成27年10月5日から平成28年9月30日までとなっており、年度を跨いでいることから長期継続契約としている。

委員A
事務局 個人番号申請から発行業務にあたって、かなり技術的な混乱が続いていると聞いているが、本契約の履行にあたり支障が出ているようなことはないか。

事務局 本契約については、支障が出て契約変更を行うようなことは無いが、他の関連する委託業務で、交付期間が遅れたなどの対応のために、契約期間を延長する契約変更を行った案件はある。

委員B
事務局 落札価格が非常に安い、これも見積価格を元に予定価格を設定しているものか。

事務局 恐らく、複数の業者から見積もりを徴取して、予定価格を設定したものと思われる。確かに、落札業者は、他の業者の金額と比べ低い金額で落札している。しかし、もともと、コールセンター業務をメインに行っている業者であり、仕様に基づき設置する予約インフォメーションセンターを、自社所有のコールセンターにおいて、合わせて対応が可能であるということが強みになったものと思われる。また、辞退の業者に理由を確認したところ、コールセンターのスペースの確保が困難であるとか、一部仕様の履行が困難、業務体制の整備が困難といった内容であったため、落札者の一番強みとなるところで、この落札価格となったものと推察している。

委員C
事務局 予定価格より一億近く低い価格で応札するというのは、リスクも高く、非常に度胸のいることだ。よほどノウハウがあるという事を主張したのか。

事務局 落札した業者は、もともと本区のコールセンターの受託業者で、二番手の業者は、戸籍住民課の受付窓口の受託業者で、両社とも本区との関わりが深い。恐らく、他の区においても同様な委託業務を行っており、競争の中で、実績がある本区の方がやり易く、他の業者に取られないようにとの思いが働いたのではないかと推察している。また、本区の土地勘的なものがあることも強

みとなったであろう。

委員A この資料を見ただけでは分からないが、今後個人番号の利用分野が広がると、個人番号の管理が非常に重要となってくる。当面、個人番号から捕捉できる情報内容は、そんなに大きな問題が生じるものではないが、将来的に拡大されることもあるだろう。

その点において、この業務の履行にあたって、情報管理に係る事項を契約内容に謳っている部分があるのか。それとも、この業務そのものは、個人番号の把握や情報の蓄積とは関連しないものなのか。

事務局 お手元の資料には添付していないが、実際の契約書には、「葛飾区が保有する特定個人情報の取り扱いに関する特記仕様」、「機密情報の取り扱いに関する特記仕様」を添付しており、特定個人情報等の取り扱いについて、区が定める基準を遵守するよう明記されている。それを踏まえたうえで、契約締結を行っているものである。

委員C 特定番号を巡る犯罪がどのような形で出てくるのか見当が付かないが、取引先の企業からは、特定番号を教えて欲しいとの連絡があるが、教えても大丈夫なのか、との相談をよく受ける。何か犯罪に使われるのではないかと心配しているようだ。

委員A 恐らく、業務の内容から言って、外部業者に委託をして事務を行う部分が不可避免的に増えていくと思われるが、情報管理についていくら契約や規範基準等で業務的な義務付けを条項に入れていても、実際にシステムそのものをどのように運用するかが重要だ。ウイルスの進化スピードは凄まじく、これを物理的にガードしなければならない。漏洩しませんとか、出さないようにしますと言っても、破られてしまうリスクが今後も増大していくものと思われる。人的な問題で事故が起こるといのは、人を管理していくことで防御したり、対策を講じていくことは可能だが、人的な対応だけでは防げない、外部からの不正なアクセスなどの問題を考えると、細切れにして統一させないのが一番良いのだが、そうすると、何のためにマイナンバーを導入するのかわからなくなってしまう。どういった形で障害やリスクが出てくるのか予測が付かない状況であるが、実際にこの契約のようなマイナンバーの運用がなされるとなれば、区民に対し、マイナンバーの管理方法を、きちんと情報提供していくのが肝心だ。区民は、地方自治体や国家機関がその責任においてやっているものと信頼はするであろうが、現実には業者で構成される機関で、個人番号カードの作成、発行もしているとなれば、その情報セキュリティは誰が補償してくれるのかという問題が、ブラックボックスとして残っているのではないかと。これから、この関連の業務をどのように管理していけば良いのか。実際に大きな宿題として残されている気がする。そのような意味では、本件のような情報セ

キュリティーを含む業務を、価格競争だけで受託者を選定していいものなのかと個人的には感じている。マイナンバー関連業務においては、今後もどういう形で、業者に発注されているのか注視していく必要があると思う。

事務局 実際はこの業務は、問い合わせに応じることと、カードの交付までに止まっており、区が持っているマイナンバーで紐付けされた個人情報とは全くリンクされていない。実際のシステムは、業務ごとにバラバラになっていて、それぞれの業務では、マイナンバーを使用して管理しているが、それを共通に繋ぐシステムは存在していない。また、オンラインには繋がず、行政の中だけのラインに繋いでいるので、インターネットでの不正アクセスはできない仕組みとなっている。

委員A 行政の本来の目的のためにある各業務システムにおいては、それほど大きな問題は起こっていないが、利用分野が拡大するにつれて、受託業者が構築したデータベースで、マイナンバーを使用しているいろいろな情報をやり取りするようになり、情報漏洩のリスクがだんだん増えてくるのではないかと危惧している。アメリカでは、社会保障番号でもの凄く巨大なデータベースが作られているが、アメリカはそもそもそう言うものだとやっているのだから、それ自体に対するリアクションもそれほど強くないのかもしれない。しかし、日本はまだ慣れていないので、マイナンバーなどができると、いろいろな形の問題が発生してくるのかなと一般的に懸念されているのではないかと。これまでも、年金機構において、120万件漏洩があり、標的型ウィルスによりデータベースの情報が抜き取られたと聞いている。そう言ったところの目配りが必要なのだろう。

【特命随意契約の主な質疑等（一括説明・個別質疑）】

[特命 NO. 30010 こども商品券の購入] (特命随意契約)

[特命 NO. 42382 こども商品券の購入] (特命随意契約)

委員B 分割して発注した理由は何か。

事務局 こども商品券は、乳幼児の3、4か月検診時に配付するという事業のために購入したものである。購入にあたっては、当初9月に2万枚、そして11月に1万枚を購入した。これは、基準日である平成27年4月1日から事業開始日の10月までを対象とし、当初必要となった2万枚を購入し、以降対象者を把握しながら計画的に購入を行ったものである。一括購入では、最初に配付した方とそれ以降の方とで、有効期限が同一となってしまうため、ある程度の有効期限を担保するということができない。また、金券であるため、一括購入して保管する場所の物理的な問題と人的な問題で分割を行ったものである。

- 委員B
事務局 このこども商品券を選定した際に、比較した他の商品券はあったのか。
本こども商品券のほかに2者と比較検討をしている。本事業は、東京都の出産・子育て応援事業の補助事業を活用して実施するもので、何でも購入できるような商品券は対象外となり、補助対象となる子どもに関する商品券を発行している複数者と比較検討したものである。まず、取扱店の多さで本券は約5,000店舗、他券は自社店舗のみ。有効期限においては、本券は5年間、他券は3年間と期限なしのものがあった。結果として、取扱店が限定されず、有効期限がある程度永く設定されていることを理由に選定されたものである。
- 委員A
事務局 選定理由の欄に、「どの販売元においても、額面の98%で販売するという条件であるため、競争入札に適さない。」とあるが、これはどのような意味か。
発行元と取扱店での取引条件として、どの店舗においても額面価格の98%で販売することとしているため、競争入札をしたとしても、全社同額となり、くじ引きでの落札決定となることから入札に適さないという意味である。
- 委員A
事務局 今年度開始した事業なのか。
そのとおりである。
- 委員A
事務局 今後の予定は、いつからいつまでの事業なのか。
いつまでとは決まっていないが、平成28年度も継続して実施することは確認している。
- 委員A
事務局 他区でも同様な事業を実施しているのか。また、本券の利用状況はどうか。
他区の状況は確認していないが、東京都の補助事業であるため、同様のメニューで事業を実施し補助を受けているものと推察している。なお、当該こども商品券のパンフレットには、台東区において利用実績ありとされているようだ。
- 委員A
事務局 東京都から注文や指示があるものなのか。
東京都では、育児パッケージの配付のメニューがあり、出産のお祝いとして渡すものとだけ要綱上定められている。
- 委員A
事務局 どのような形態で実施するかは、それぞれ区が決めるということか。
そのとおりである。
- 委員A
事務局 こども関連の商品券は、本券のほか2者と比較したということだが、他にもあるのか。
こども関連の商品券としては、この3者が主なものと思われる。
- 委員A
事務局 それなりの規模の事業になることから、今は相対的に要件の優位性で判断して決めるのはそれで良いとは思いますが、今後、更に長く継続するのであ

れば、もう少し競争性を考える必要もあるかと思う。

委員C 全額東京都から補助されるのか。それとも一部区が負担するものなのか。
事務局 東京都の補助要綱によると、こども商品券1万円分の配付とされており、当区の事業もこども商品券1万円分を配付するものであるから、恐らく100%補助と思われる。

委員B 価格での競争が無理なら、サービスで競争ができるといいのだが。事後作業であったり、あるいは商品券のほかに何かのサービスを付加するなど。
事務局 今後も研究して参りたい。

〔特命 NO. 42010 観光文化センター（寅さん記念館）リニューアルに係る展示物の製作・設置等委託〕 **（特命随意契約）**

委員A 本件については、寅さん記念館ということで、著作権を有するものを目玉にして、集客を図るという事業から、理由も明確となっているが質疑はあるか。

委員 特に意見なし。

〔特命 NO. 49657 強化磁器食器の購入〕 **（特命随意契約）**

委員A この案件は、特命随意契約の理由が、よく分からない。もう少し補足説明を聞きたい。平成9年度から永い期間この食器を採用しており、この事業者しかできないとしている。この食器が、それほど特別なものなのか疑問の余地がある。

委員B もともとコンペで決定したものか。

事務局 そのとおりである。平成8年に設置された「公立保育園食器類等検討委員会」において、食器の材質、形状、絵柄、数量、購入計画などを検討したものと聞いている。選定のポイントとしては、軽量であり、強度が強く破損率が低い。衛生的に管理できる材質または形状であるという内容で、当該事業者を選定したのが経緯だと聞いている。ただし、当課においても、この選定の経緯を根拠として、特命随意契約を継続していくのは、適正ではないのではと議論があり、ちょうど今年度主管課に投げ掛けを行ったところである。なお、学校でもそうだが、一度入れると、次は破損等の補充という形になり、同じ業者でないと規格が合わないということもあり、継続してきたものと思われる。しかし、20年前の決定内容でもあり、強化磁器食器も改良されてきていることから、あらためて選定委員会を開催して、選定し直してはどうか申し入れを行ったところである。

委員A そうであれば、どこかで一度シャッフルした方が良いと思う。確かに従前使用していた食器の補充ともなれば、規格が合っていないと使いづらいということもあろうが、仕様規格で指定すれば出来ないことではない。いろ

いろな事業者に競争してもらって、経費の節減に繋がれば、区民の利益になるわけだから、是非そのような方向で検討していただきたい。

カ 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

キ 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

【質 疑】

質疑なし。

ク 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員制度の概要及び審査状況について説明・報告を行った。

【質 疑】

事務局 28年2月末までの審査状況は、39件の審査を行っている。専門員からの主な意見及び改善点は、記載のとおりで、審査の結果を反映して工事主管課で起工を行うこととなる。

委員A 専門員は3人であったか。

事務局 これまで、建築、土木、設備をそれぞれ一人ずつ3人で担当していたが、建築の専門員が体調を崩し、そろそろ辞退したい旨相談があったので、あらたな建築の専門員1名と契約し、現在引継ぎを兼ね4人体制で行っている。平成28年度からはまた3人体制となる予定である。

委員A 本件については、順調に制度として定着して運用されていると思われるので、引き続きよろしくお願ひしたい。

(4) その他

委員長 以上で予定された議事はすべて終了したが、その他事項で何かご意見等はあるか。それでは、本日の入札監視等委員会を終了とする。

以 上